

経済学博士大山敷太郎君の「幕末財政金融史論」に対する

授賞審査要旨

著者は第一章序説において、幕末における財政金融状況を簡単に述べるとともに、第一章以下において解説せんとする問題の要点を述べている。

第一章幕末財政の紊乱においては、幕府財政の窮乏化と、その要因としての沿海の防備特に砲台の築造、海軍の創設維持、製鉄（造船）所の建設、償金の支払、將軍上洛費、長州征伐費等、幕末における新経費の続出について詳細に検討している。

第三章は財政窮乏切抜策の一としての、田租の増税を取扱っている。田租は幕府財政の基盤をなすものであるが、田租の増徴には自ら限界があり、結果的には農民の生活を窮乏化し、一揆の激発となつたものとしている。

第四章は地方的な上納金を論じている。御用金の課税については従来多くの研究がなされているが、上納金についてはあまり注意されなかつた。しかも御用金は江戸・大阪または附近の都会地に課税されたことが多かつたが、上納金は都会地ばかりでなく、地方的にも多く行なわれた。それは東北・関東・北陸・東山・東海・近畿・中国・九州各地に亘る幕府直領地、いわゆる「御料所村々」に及ぶ広範囲のものであつたが、諸大名の領地には及ばず、また上納金というが、現物上納もかなり多くあつたことなどを数字をあげて詳論している。

第五章は兵賦および兵賦金と題している。幕末の非常時局に際し、幕府は文久二年十一月兵賦令を発し、旗本御家

人に對してその知行高に応じて一定の割合で壯なる者を選んで差出させ、それらによつて洋式の銃隊を組織し、一朝事ある時に備えんとしたのであるが、後には幕府直領地および譜代大名領地にまで及び、さらに兵賦・軍役が次第に金納化されて、兵賦金・軍役金となつたことを明らかにしている。

第六章紙幣の濫発とそれをめぐる諸問題においては、江戸時代の諸藩で紙幣（藩札）を発行したことは周知のことであるが、ここにはその特異例として、自領では紙幣を発行していないにもかかわらず、隣藩の紙幣が流入してその札潰しなどのために疲弊するに至つた備中一橋領知の場合をとりあげている。一橋領ではこれに対処するため自らも安政五年に銀札を発行して、領内の各種の産業を振興させ、その生産物を領内の特定市場に収集してそれを領外に売捌ぎ、領内の経済的繁栄を図る積極的な産業金融政策がとられたことを論じている。

第七章の武家金融新仕法私議において、著者は知行所収納米を引当とする「引請元仕法」のことを論じている。「これは藏米取の旗本御家人に対しては従来から札差という金融機関があつたが、文政十三年に江戸浅草諏訪町の大和屋太右衛門が「引請元仕法仕送り方手元割」という知行取の武家金融の新仕法を勘定奉行に提出した。この提案はしばらく実施されたが、まもなく停廢され現実的意味を持たぬものとなつた。しかしこのような新しい武家金融仕法が提議され、一時的にもせよ実施されたことは注目すべきことであろう。

以上は本書の内容の梗概であるが、著者は多年この問題につき綿密周到な研究を続け、従来学界に知られていた史料についても、新しい見解のもとにこれに活用し（たとえば勝海舟の「海軍歴史」）、前人未見の史料たとえば「維新前後の雑記」、長坂家旧蔵記録、江川家文書、内田文庫文書、その他多くの根本史料を探索して、幕末の財政金融に

関する問題、ひいては幕府崩壊の一面を明らかにすることを得たものである。ただ明治維新成立との関係、当時の諸問題の現代的意義等については、なお研究すべき余地を残しているものということができる。しかし本書に対する類書または類似の論文はあまり多く見当らない状態であって、著者が本書を大成したことは幕末経済史の解明に大きな示唆を与えるものであり、学界に貢献するところ多大なものがあるということができる。